

臨時・非常勤職員制度の会計年度任用職員制度への移行について

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、区では令和2年度から、現行の臨時・非常勤職員制度を、新たに創設される会計年度任用職員制度に移行しますので、以下のとおり報告します。

1 法改正の概要

(1) 特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化（地方公務員法）

① 特別職非常勤職員を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う職」に厳格化する。

② 臨時的任用職員の任用を「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

※ 上記に該当しない場合は、会計年度任用職員制度への適切な移行を図る。

(2) 一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度の創設（地方公務員法）

① 任期は1会計年度を超えない職とする。

② 標準的な業務量により、フルタイム（週38時間45分）とパートタイムの職に区分する。

(3) 条例により会計年度任用職員に期末手当等の支給が可能に（地方自治法）

2 区における会計年度任用職員制度への移行の概要（別紙1参照）

(1) 現行の嘱託員、パートタイマー、アルバイト（臨時職員）及び一部の専門非常勤を会計年度任用職員へ移行する（専門非常勤のうち、学校医や顧問等は、引き続き特別職非常勤職員として任用）。

(2) フルタイムの職の任用は行わない。

3 区におけるパートタイム会計年度任用職員のための主な勤務条件（別紙2参照）

(1) 採用は原則公募により行う。公募によらない再度の任用は連続5回までとする。

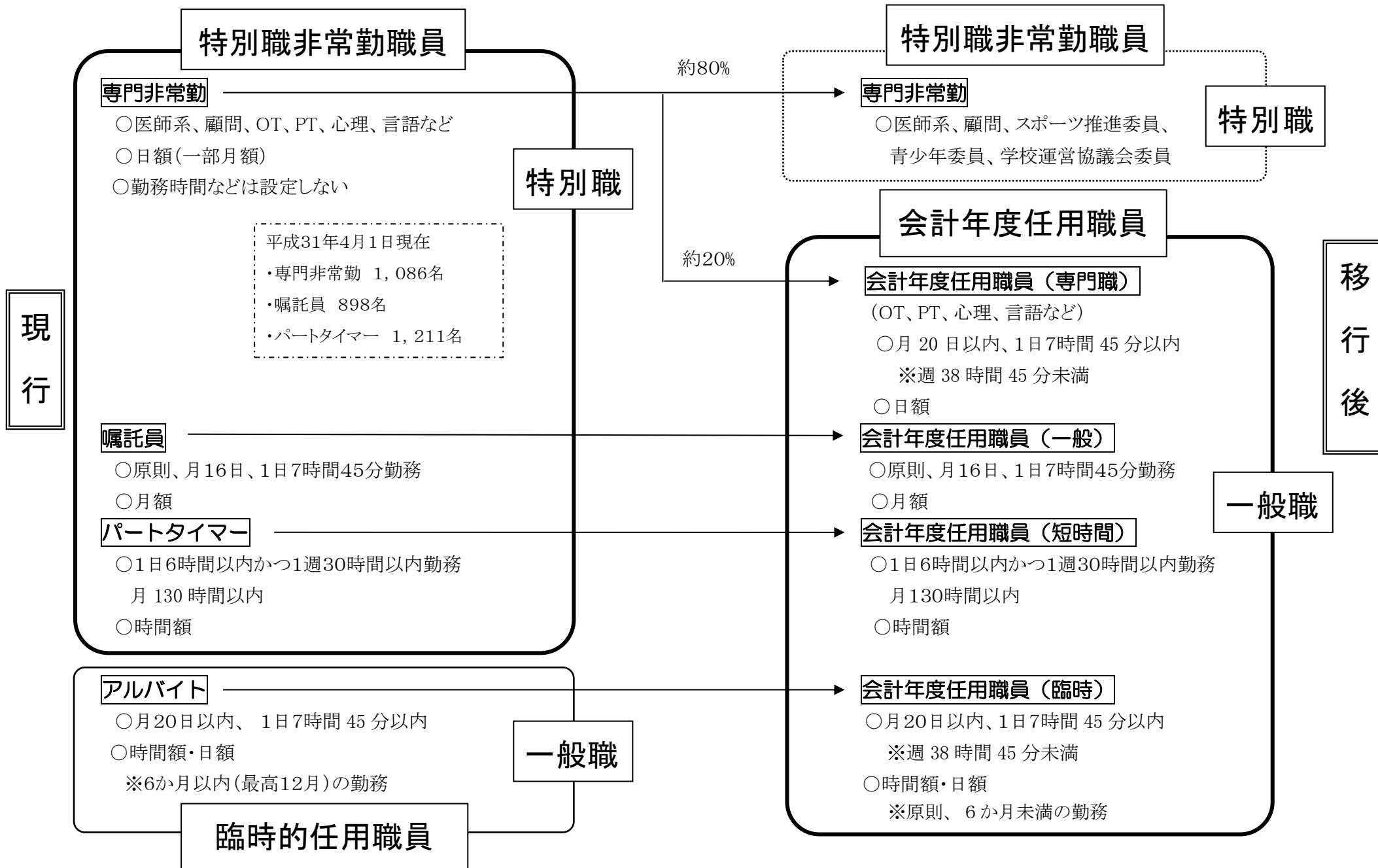
(2) 報酬額は、原則として、常勤職員給料表の1級を適用し、現行制度の報酬額を基準に上限の範囲内で決定する。

(3) 期末手当は、原則として、任期が6か月以上の場合に支給する。

(4) 費用弁償（通勤費及び旅費）については、常勤職員の例により支給する。

(5) 休暇等は、現行の取扱いを踏まえ、常勤職員との均衡を考慮して定める。

区における会計年度任用職員制度への移行の概要



1 区におけるパートタイム会計年度任用職員の主な勤務条件

区分	項目	内容
任用	① 任用期間	1会計年度以内の範囲内で設定する。
	② 職の種別	現行の勤務形態に対応した4種別とする。
	③ 採用方法	原則、公募による。
	④ 公募によらない再度の任用	連続5回を上限とする。上限に達した職員を公募により再度任用することは妨げない。
	⑤ その他	任期ごとに人事評価や条件付採用(1か月間)の対象となる。
報酬	① 報酬額の決定	原則、常勤職員の給料表の1級を適用して決定する。
	② 経験加算	再度の任用時における報酬額に、前年度の職務経験による経験加算を行う。
	③ 期末手当	支給月数は常勤職員と同様とし、原則として、任期が6か月以上の場合に支給する。
	④ その他手当	原則、常勤職員と同様とし、地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等に相当する報酬を支給する。
	⑤ 費用弁償	通勤費及び旅費は、常勤職員の例により支給する。
	⑥ 改定時期	常勤職員の給料表改定に基づき、翌年4月1日に改定
勤務時間・ 休暇等	① 勤務時間	1週につき38時間45分未満(パートタイムの職)とする。
	② 服務	地公法の一般職となることから、服務規定が適用される。(守秘義務等)
	③ 懲戒・分限	地公法の一般職となることから、懲戒・分限処分の対象となる。
	④ 休暇等	現行の臨時・非常勤職員の休暇制度等を踏まえ、常勤職員との均衡を考慮して定める。

2 職の種別 (現行から移行後)

現行	特別職非常勤職員 (嘱託員)	特別職非常勤職員 (パートタイマー)	特別職非常勤職員 (専門非常勤)	臨時的任用職員 (アルバイト)
移行後	会計年度任用職員 (一般)	会計年度任用職員 (短時間)	会計年度任用職員 (専門職) ※専門非常勤の一部	会計年度任用職員 (臨時)
報酬形態	月額	時間額	日額	時間額・日額
公募によらない 再度の任用	あり (連続5回を限度)	あり (連続5回を限度)	あり (連続5回を限度)	なし (原則毎回公募)
経験加算	あり	あり	なし	なし